

(別 紙)

諮問番号：平成30年1月10日付け目企広第1742号

答申書

1. 本件の経緯

本件は、目黒区長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の部分開示決定に対して第三者が部分開示決定の取消しを求めた審査請求及び執行停止に関するものである。

平成29年11月16日に、「平成29年12月に行われる目黒区上目黒一丁目先のイルミネーションの道路占用許可に関する事」（道路占用許可申請書類一式）について区内在住者が実施機関に開示請求を行った。

この請求をめぐって実施機関は、請求のあった内容には、区及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記載されていることから、平成29年11月20日付け目都道2834号により、第三者である道路占用許可を申請した団体A代表者（以下「審査請求人」という。）宛て意見照会書を送付し意見書の提出を求めたところ、審査請求人は平成29年12月4日付けで「団体Aの運営・警備の詳細に係る資料が外部に流出すること」への「懸念」を理由として、開示に反対する旨の意見書を提出した。

これに対し、実施機関は「提出された意見では、目黒区情報公開条例第7条第2号に規定する法人等に明らかに不利益を与える情報と判断できないため、同条第1号に該当する個人の住所・氏名・電話番号及び同上第2号に該当する法人印以外については開示する」と判断して、平成29年12月15日付けで開示請求対象文書の一部を開示する決定（目都道第3044号）を行った。

この部分開示決定に対して、平成29年12月20日付けで審査請求人から審査請求及び執行停止申立がなされ、実施機関はこれを受けて平成29年12月27日付けで行政不服審査法第25条第2項に基づき、平成30年1月4日から平成30年7月2日までの180日間執行を停止する決定を行った。執行停止（開示の停止）された行政情報は、以下の通りである。

該当文書名	開示の停止をする部分
団体A 名簿	所属、名前（占有許可申請者＝代表者を除く）
占有にかかる計画書 2017. 10. 30 の実施概要	団体Aの構成員（協賛・協力を除く）

<p>占有にかかる計画書 2017. 10. 30 の電源について</p> <p>(全体図、分電盤設置場所－1、分電盤設置場所－3、分電盤設置場所－4、分電盤設置場所－5、分電盤設置場所－6、分電盤設置場所－7、分電盤設置場所－8、分電盤設置場所－9、分電盤設置場所－10、分電盤の設置について、仮設電柱の設置について（1枚目）、仮設電柱の設置について（2枚目）、分電盤から樹木への設置イメージ、ブレーカー設置固定方法、ブレーカー設置位置（1枚目）、ブレーカー設置位置（2枚目））</p>	<p>文書全部（表題を除く）</p>
<p>占有にかかる計画書 2017. 10. 30 のその他のイベントについて（警備体制、中止の判断基準について）</p>	<p>文書全部（表題を除く）</p>

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が平成30年1月10日付けで行った諮問（目企広第1742号）に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求ならびに当審査会による審査の経緯は、以下の通りである。

平成29年11月16日	開示請求者が実施機関に開示請求
同年11月20日	実施機関が審査請求人に意見照会書を送付
同年12月4日	審査請求人が実施機関に意見書を提出
同年12月15日	実施機関が開示請求者に部分開示決定通知書を送付
同年同月同日	実施機関が審査請求人に開示決定に係る通知書を送付
同年12月20日	審査請求人が上記決定につき実施機関に審査請求及び執行停止申立
同年12月27日	実施機関が上記決定処分の執行を180日間停止する決定通知を審査請求人及び開示請求者に送付
平成30年1月10日	実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問[目企広第1742号]
同年1月29日	本件諮問の審議
同年2月13日	実施機関の意見聴取、本件諮問の審議
同年3月5日	開示請求者及び審査請求人の意見聴取、本件諮問の審議
同年4月24日	本件諮問の審議
同年5月18日	本件諮問の審議

2. 審査会の判断

1) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件部分開示の対象情報は「目黒区情報公開条例第7条第2号の『公にすることにより法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報』であるので当該情報の開示の決定の取り消しを求めるとして、以下のように主張している。

- ① 一昨年のジュエルドーム計画段階より、3個人宅による強い反対運動があったために、団体Aは専用問い合わせ窓口（以下「専用窓口」という。）を設置し、継続的な交渉と地元説明会の開催、反対意見への個別的対応を行ってきた。
- ② 昨年の情報開示請求により計画資料が請求人に対し開示されたことで、団体Aが定める混雑、緊急事態判断段階を念頭に置いて、中止の判断せざるを得ない状況を作り出す旨の発言が交渉時になされたため、占有許可に係る必須書類以外の開示を拒否するに至った。
- ③ 今年度は反対派住民と数度にわたる電話対応、2度にわたる直接対面交渉を行ったが、一部の反対者から、実行委員個人に対する訴訟の予告や、団体A委員の経営する店舗への放火予告、LED機器の損害予告、解決のための金銭要求などの発言があり、LED機器の設置状況や警備計画、団体A構成などを反対派住民に開示することによりイベントへの妨害や嫌がらせが予見されること、次年度以降のイベントにも同様の懸念があることから、イベントの安全遂行への危機意識が非常に高まった。
- ④ 本年度の開催に際しては、LEDの切断という実害が発生したこと。
- ⑤ 反対派の一部が専用窓口を介さず、スポンサー会社の監督官庁に虚偽の報告を行うなど、営業妨害ともとれる行動に出たこと。
- ⑥ 上記事案については、12月16日に目黒警察署警備課長に報告、相談を行ったところ、被害届及び生活安全課への相談届け出を助言されたが、地域住民との間で事を大きくすることはイベント進行上や地縁対策上得策でないとの判断から、今後被害が拡大した際に速やかに被害届及び相談を行うことにした。
- ⑦ 上記のやり取りはすべて録音している。

2) 実施機関の主張

開示する情報は、条例第7条第2号に規定する「公にすることにより当該法人等に明らかに不利益を与える情報」に該当せず、部分情報開示は違法又は不当ではない。

3) 当審査会の判断

目黒区情報公開条例は法人等情報について原則公開との立場をとり、その例外として、条例第7条第2号で「当該法人等に明らかに不利益を与える情報」に該当する場合に不開示とすることができる旨を定めている。同条同号は例外規定であるから、「明らかに不利益を与える」ことの举证責任は審査請求人である当該法人等の側にある。ここで「明らかに」というのは、現に不利益が生じていることまで要求するものではないが、不利益が生じる蓋然性が具体的に存在していることを要し、単に抽象的に危険が想定されるだけでは足りないことを意味する。

審査請求人の主張のうち、情報の開示が「明らかに不利益を与える」に係る主張は②から⑤であるので、以下、条例の要件に該当するかどうかを検討する。

②の主張は、審査請求人の計画では一定の状況が発生した場合にはイベントを中止することになっており、反対派住民がそうした状況を作り出す旨の発言をしたことを理由とする。しかし、当該計画の内容が開示された平成28年だけでなく、同じ計画の下で実施された平成29年も、実際にイベントが中止に追い込まれるような状況は発生しておらず、審査請求人はそうした状況が発生する蓋然性が高いことの主張・立証もしていない。反対派住民が上記のような発言をすれば、法人等に「明らかな不利益を与える」というのであれば、反対運動に直面している法人等に関する情報の多くは不開示とされることになるだろう。それはしかし、法人等情報の原則開示を定める目黒区情報公開条例の趣旨に反する。

③は、反対派住民の一部の発言や行為を根拠としているが、審査請求人および開示請求者への意見聴取では、「明らかな不利益を与える」具体的な事実を確認することはできなかった。②で見た通り、実際にその発言が実行に移されたことはこれまでのところなく、だからこそ、審査請求人が⑥で言及しているように、「イベント進行上や地縁対策上得策でない」と判断して警察に被害届も相談をしていないのであろう。ここでの審査請求人の主張は、以上の意味において抽象的危険にとどまる。

この点に関して、④ではLEDが切断されたという事実が指摘されている。しかし、これが反対派住民によるものであるとの証拠は示されておらず、本件情報の開示と「明らかな不利益」の因果関係は不明なままである。

⑤については、そもそも専用窓口を介する必要はなく、専用窓口を介さないからといって「明らかな不利益を与える」ことになるわけでもない。また、「スポンサー会社の監督官庁に虚偽の報告を行うなど、営業妨害ととれる行動」があったとの主張も、抽象的な危険が指摘されているにとどまり、具体的な被害ないしそれが生じる蓋然性が示されているわけではない。

以上の点から、当審査会は、本件情報の部分開示が条例第7条第2号にいう「明らかな不利益を与える」ものとはいえず、開示請求に対する実施機関の部分開示決定は正当であったと考える。

3. 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきであり、部分開示決定の執行停止も解除されるべきである。

2018年（平成30年）5月18日
目黒区情報公開・個人情報保護審査会
会長 江島晶子
副会長 中島徹
委員 巻美矢紀